ご存じですか
国民年金保険料免除制度



国民年金は、二十歳から加入して六十歳までの四十年間、保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業などで、経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除される制度があります。

この保険料免除制度には、全額免除と半額免除があり、承認を受けるためには、被保険者本人・被保険者の配偶者・世帯主のいずれもが、前年所得などの定められた基準に該当することが必要です。

全額免除制度

■保険料（月額＝一三、三〇〇円）が、全額免除されます。

■免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は、全額を納めた場合の三分の一の計算になります。

半額免除制度

■保険料の半額が免除され、半額（月額＝六、六五〇円）を納めます。

■半額免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は、全額を納めた場合の三分の二の計算になります（半額免除を承認されても、半額の保険料を納めない場合は未納期間となります）。

承認期間は

七月（または、申請した月の前月）から翌年六月までになりますので、七月から免除を希望する場合は、八月末日までに申請してください。

なお、六月まで承認を受けている方で、引き続き七月から免除を希望する場合も、八月末日までに申請してください（保険料免除の承認を受けるためには、毎年申請が必要です）。

◇

詳しくは、多治見社会保険事務所（☎㉒0255）、または市民課国民年金係（内線137・138）へどうぞ。

申請の手続きは

市役所市民課国民年金係へ「国民年金保険料免除申請書（全額・半額）」を提出してください。

●持ち物

▽年金手帳　▽印鑑（本人が署名する場合は不要）　▽失業などの場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」、または「離職票」の写しなど

七月は「河川愛護月間」です
～水辺にやすらぎ　心にゆとり～



●ごみ、空き缶などを捨てないで、河川美化にご協力をお願いします。

●油や汚れたものを流さないようにし、魚や虫たちを育む川にしましょう。

●ゴルフの練習など人に迷惑をかける行為はやめ、みんなで楽しく使いましょう。

●次のようなときは、許可などが必要です。

・土や砂利を採るとき
・土を掘ったり、盛り土をするとき
・物を置いたり、工作物を造るとき
・堤防近くで建物を建てるとき

河川に関するお問い合わせ先

河川の種類	お問い合わせ先
土岐川の多治見市境から三共橋まで	国土交通省庄内川河川事務所土岐川出張所（☎㉓8505）
土岐川の三共橋から上流、妻木川、前の川、裏山川、下石川、久尻川、伊野川、肥田川、不動川	岐阜県多治見建設事務所（☎㉓1111）
上記以外の河川	市役所監理用地課（内線302）

夏の交通安全県民運動

ゆずりあう心で　夏の交通事故防止
七月十一日～二十日



●地域ぐるみで、子どもと高齢者を交通事故から守る
●シートベルト・チャイルドシートで大切な命を守る
●飲酒運転など、悪質・危険な運転を追放する